

さ情審査答申第211号
令和3年12月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

貴職から受けた、諮問第542号及び諮問第546号に係る審査請求について、次のとおり答申します。

なお、これらの事案については、同一の審査請求人による類似性及び実質関連性が認められる事案であることから、併合して審査しました。

- 1 令和元年9月9日付け諮問第542号「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切（以下「本件対象行政情報」という。）」の一部開示決定（以下「本件処分①」という。）に対する審査請求
- 2 令和2年2月20日付け諮問第546号「本件対象行政情報」の一部開示決定（以下「本件処分②」という。）に対する審査請求

第1 審査会の結論

本件各審査請求に係る、平成31年3月29日付け財税市第2771号及び令和元年8月19日付け財税市第943号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分①及び本件処分②について、実施機関は本件各処分を取り消し、なお開示できる部分について再検討を行うべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分①及び本件処分②に対する審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、対象文書を追加特定して開示不開示の決定をすべき、更に「法人のセキュリティ情報」、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「情報システムのネッ

トワーク構成」並びに本件処分②について、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」、「2019年1月16日の会合（以下「会合」という。）の記録」を不開示とした部分を取消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 原処分の違法性1（文書の特定）

ア 文書特定のあり方

情報開示請求に対して、適切に対象文書が特定されなければ開示 不開示の判断以前に開示は実現しない。

実際には、国や地方公共団体において、適切に対象文書の特定がされていないとして、情報公開審査会が答申において追加特定を求めることがしばしば生じている。

問題となるのは、開示請求の範囲を恣意的に狭く解釈して、求めている文書を請求対象文書から外してしまい、不存在とする運用である。全部不存在としないまでも、開示の対象とすべき複数の文書のうちの一部の文書、あるいは、ある文書の一部だけを請求対象と特定して、そこだけを開示することも違法な運用とされている。

国の情報公開・個人情報保護審査会（当初内閣府、現在総務省所管、以下「内閣府審査会」等という。）の答申では、「複数の文書のうちの一部の文書のみ特定したこと」が問題とされた事例として、内閣府審査会答申平成26年度行情第202号「平成22年度外国為替資金特別会計財務書類の貸借対照表における資産・負債差額の部が債務超過となっている経緯等が分かる文書の開示決定に関する件（文書の特定）」がある。この答申では、いくつかの文書を追加特定したうえ、付言で「財務省は、本件開示請求に対し、その請求内容に見合う文書が複数ある場合には、そのいずれかを開示さえすればよいとする考え方に基づいて対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、行政機関が保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第1条に定められている行政文書開示制度の趣旨に整合しないほか、同法第3条が開示請求の対象を「行政機関の保有する行政文書」と規定し、特段の限定を加えていないことに照らしても、不適切といわざるを得ない。開示請求において求められている情報が複数の文書に記載され、かつ、その記載内容が重複していたとしても、開示請求内容に合致する行政文書は全て特定し、開示決定等をすべきである。」としている。

「ある文書の一部だけを特定したこと」が問題とされた事例として、内閣府審査会答申平成25年度行情第83号「特定アイドルグループを「平成24年度個人向け復興応援国債」に起用した経緯が分かる文書の一部開示決定に関する件（文書の特定）」がある。これは一つの文書の一部のみを対象として特定したというもので、答申では次のように判断して追加特定を求めた。

「開示請求の対象文書に該当する行政文書の特定に当たっては、原則として、一つの行政文書を単位として判断するのであるから、当該行政文書の一部のみを請求の対象とすることが明確に示されていない限り、当該行政文書全体を対象文書として特定すべきであるところ、本件については、異議申立人から対象となる行政文書の一部の開示を求める旨の明確な主張はなされていないのであるから、①文書1に別紙並びに別添1及び別添2を含めたもの、②文書2を含む特定会社が提出した提案書そのものをそれぞれ一つの行政文書として特定すべきである。」「本件請求文書は、特定アイドルグループを「平成24年度個人向け復興応援国債」に起用した経緯が分かる行政文書であるから、特定会社が本件入札の落札者として決定されるまでの一連の文書が本件請求文書に該当すると解すべきであって、諮問庁が上記で説明する本件入札関係文書は、本件請求文書に該当すると認められる。」

このケースでは、一連の文書の中の一部の文書のみ、また、ひとつの文書の一部のみを特定したことを問題としている。

判例でも、開示請求者が文書の一部のみの開示を求めているなどの特別な事情がある場合を除き、対象文書の全体について開示等決定をすべきであるとしている（最判平成17年6月14日判時1905号60項）。

文書の特定について、国の審査会は同様の判断を繰り返し示している（森田明「論点解説情報公開・個人情報保護審査会答申例」（日本評論社、2016年）第7章201頁202頁参照）。情報公開条例の運用についても同様に解すべきである。

本件においても、実施機関が保有し、本件開示請求の対象にされるべき文書が、開示請求の意図を限定的に解釈したり、同様の内容が他の文書で開示されているので開示不要である等の思い込みから対象とされていない文書が存在する可能性が大きいと考えられる。

次に他の地方公共団体における開示状況から存在すると思われる文書を指摘する。

イ 他の地方公共団体との比較

- (ア) 審査請求人は、さいたま市他11の地方公共団体に対して、同じ文言で情報開示請求をしており、個別に請求範囲について説明等はしていない。

しかし、文書の特定の仕方は地方公共団体ごとに少なからず違いがあった。そして、他の地方公共団体において開示された文書と比較して、さいたま市においては、他にも特定すべき文書があると考えられる。

- (イ) 会合の記録について

東京都台東区が開示した「S社対応記録一データ入力業務再委託に関する対応一」によれば、2019年1月16日に、国税庁、川崎市、さいたま市、墨田区、豊島区、江戸川区、台東区にて、総務省の音頭のもと情報共有をした、と記載されている。この情報共有の会合に出席したことに関する文書、その際報告しあるいは入手した文書等も本件対象文書として特定すべきである。

- (ウ) 議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料

埼玉県本庄市では、「AGS株式会社における契約違反及び法令違反の判明について」と題する市議会全員協議会資料が公開されている。埼玉県幸手市では、市長の市議会議員宛「個人市県民税データ入力業務等の受託者における契約違反及び法令違反について（報告）」と題する文書が公開された。

また、埼玉県深谷市では、同市の情報セキュリティ委員会に報告した記録が公開されている。

さいたま市においても、これらと同様の文書が存在すると思われるので、それを本件対象文書として特定すべきである。

- (エ) 再委託先の海外センター現地調査を含む全体の最終調査報告

さいたま市が開示した平成31年1月7日付再委託先の海外センター現地調査に関するご報告（概略）によれば、「本件調査を含む全体の最終調査報告は2月中を予定しております。」と記載されている。同種の文書は、江戸川区、台東区、さいたま市等からも開示されている。

そのため、さいたま市においては、再委託先の海外センター現地調査を含む最終調査報告の文書が存在すると思われるので、それを本件対象文書として特定すべきである。

- (オ) 個人情報保護委員会への特定個人情報の漏えい等報告

特定個人情報にかかる再委託禁止違反事案は、いずれも漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上であり、行政手続にお

ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第29条の4の「重大な事態」に該当する。そのため、個人情報保護委員会への報告が必要となり、墨田区、豊島区、羽生市、幸手市、深谷市、本庄市、東松山市、和光市、川崎市等は、個人情報保護委員会に対する「特定個人情報の漏えい等報告について」と題する報告文書を公開・開示している。

さいたま市も、個人番号利用事務等の違法再委託により漏洩した特定個人情報の本人の数は、約40万人であるから、「重大な事態」に該当するので、上記のような個人情報保護委員会に対する報告文書が存在するはずである。それを対象文書として特定すべきである。

(カ) 個人情報保護委員会の立入検査に関する文書

豊島区は、平成31年1月15日付「立入検査日程・確認事項等」と題する個人情報保護委員会の立入検査の日程・確認事項等について記載した文書を公開した。

また、埼玉県深谷市の情報セキュリティ委員会に報告した記録の中には、個人情報保護委員会の立入検査についての記録があるほか、埼玉県和光市は、平成31年2月16日付「検査の実施について（通知）」と題する個人情報保護委員会からの立入検査実施についての通知文書を開示した。

それら文書によれば、個人情報保護委員会の立入検査は、東京都豊島区では2019年1月31日、埼玉県深谷市では同月25日、埼玉県東松山市では同月31日、埼玉県幸手市では同年2月5日、埼玉県和光市では同年3月4日、埼玉県本庄市では同年2月下旬から同年3月上旬にかけて、実施されている。

さいたま市においても、個人情報保護委員会の立入検査の記録が存在すると思われるので、それを本件対象文書として特定すべきである。

(キ) 受託者選定に関する文書

東京都江戸川区では、個人情報保護委員会への報告の一部としてではあるが、「給与支払報告書等処理委託選定（プロポーザル）概要」を開示している。

再委託の発生要因として、業者選定過程で業務処理能力が的確に評価されていたかは重要な問題点であるから、プロポーザル又は入札に関する文書も、開示請求にかかる「再委託が行われた事案についての経過がわかるもの」に含まれるというべきであり、本件対象

文書として特定すべきである。

(ク) 再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書

埼玉県和光市では、再委託先・再々委託先の信用調査データ（総定表）、外注先評価調査票を対象文書として特定した。

さいたま市においても、これらと同様の文書が存在すると思われるし、再委託・再々委託の発生要因として、業者選定過程で業務処理能力が的確に評価されていたかは重要な問題点であるから、本件対象文書として特定すべきである。

ウ 審査会の口頭意見陳述に係る、文書の追加特定についての意見

(ア) 対象文書として追加特定すべき文書

a 会合に職員が参加するにあたっての復命書もしくは同様の記録の存否を確認されたい。

なお、豊島区では同会合の記録について一度不存在のため非公開決定された後、最近になって部分公開決定された。そのような事例もあるので審査会において改めてその存否を確認されたい。

b 事故報告書、インシデント報告書、アクシデントレポート等の存否を確認されたい。

c 違法再委託についての想定問答集の存否を確認されたい。

d さいたま市においては、2019年3月13日に個人情報保護委員会の立入検査が行われている。深谷市は、立入検査についての議事録形式の記録を開示しているので、さいたま市における同様の記録の存否を確認されたい。

e さいたま市の開示資料によれば、さいたま市のデータ入力は海外センターで処理していたとあるので、特定個人情報に海外に漏えいしたか否かがわかる文書、記録の存否を確認されたい。

f さいたま市において、違法再委託により特定個人情報に大量漏えいしたにもかかわらず、本人への個別の連絡等をしないという判断に至る経過の文書、記録の存否を確認されたい。

g 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生した当該本人を特定する経過についての文書、記録の存否を確認されたい。

h 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生してプライバシー侵害があったにもかかわらず、当該本人に対する損害賠償の申出等をしないとの判断に至る経過の文書、記録の存否を確認されたい。

i 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生したにもかかわらず、当該本人の個人番号の変更をしないとの判断に至る経過の

文書、記録の存否を確認されたい。

- j 国税庁では再発防止PTの議事に関する記録があるところ、さいたま市における同様の組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録の存否を確認されたい。
- (イ) 他の自治体及び総務省審査会の動向
- a 他の自治体の審査会、総務省の情報公開個人情報保護審査会は、以下のとおり、対象文書の特定について審査請求の対象としており、実施機関、処分庁に対して調査をしたうえで答申を出している。
 - b 埼玉県幸手市の情報公開個人情報保護審査会は、答申書において、「本件審査請求の争点である同日時点で処分庁が作成し及び保有している文書が全て特定され、審査請求人に対し公開非公開の決定がされているかを調査するため、処分庁に対し資料の提出依頼及び聴き取り調査を実施した。」として、同答申書3頁4頁において、その調査結果を記載している。
 - c 東京都豊島区の行政不服審査会は、実施機関が対象外とした文書につき、特定対象とすべきとの指摘をして、実施機関が追加特定したという事例がある。
また、同審査会は、答申書10頁において、その他本件対象文書として追加特定すべき文書の有無について確認するため、実施機関に対して対象文書を特定した方法等について説明を求める等している。
 - d 総務省の情報公開個人情報保護審査会は、情報公開請求につき、文書等の特定を争う事件について答申を出しており、実際に対象文書の特定について調査したうえで判断を下した答申が多数存在する。
 - e 埼玉県本庄市の行政不服審査会は、答申書において、処分庁に対して聴取を行ったうえで、審査請求人の主張する対象文書の存否、追加特定について判断して答申を出している。
- (ウ) 審査請求人の反論
- a さいたま市情報公開個人情報保護審査会は、他の自治体の審査会の動向はわからないとのことであつたので、審査請求人は、他の自治体の審査会、総務省の情報公開個人情報保護審査会が、対象文書の特定を争う事件を審査請求の対象としていること、実施機関、処分庁に対して調査等を行ったうえで答申を出していることを明らかにした。

- b また、上記文献の記載からも、情報公開個人情報保護審査会が、審査請求手続において、文書の特定を争う場合に調査をすることができることは明らかである。
- c さいたま市情報公開個人情報保護審査会条例についても、第7条に調査権限についての規定がある一方で、審査請求手続において文書の特定を争う事件を対象としない、実施機関に対して調査をしない等といった規定は存在しない。
- d さいたま市情報公開個人情報保護審査会がどのような根拠で上記意見を述べたのかは定かではないが、他の自治体の審査会、総務省の情報公開個人情報保護審査会の動向、上記文献の解説からすれば、さいたま市情報公開個人情報保護審査会の上記意見が成り立たないことは明らかである。
- e 審査請求人は、少なくとも(ア) a～jに記載した各文書、記録の存否については、同審査会から実施機関に対し、調査確認するよう求める。そのうえで、答申を出されたい。

エ 文書特定についてのまとめ

審査請求人としては、これらの文書も請求対象から除外する意図はなかったものであり、さいたま市においてこれらの文書ないし同様の性質の文書が存在するのであれば、あるいはそれ以外にも本件開示請求の対象とすべき文書が存在するなら、改めてそれらを対象として開示不開示の決定をすべきである。

実施機関においては必ずしも開示範囲を狭める意図ではなく、開示を求めていると解した結果対象外としたことも考えられるので、その場合は審査会に諮問する以前に、実施機関において速やかに追加特定すべきである。実施機関が追加特定をしないのであれば、審査会においてこれらの文書の存否及び対象として特定すべきかについて慎重に検討すべきである。

(2) さいたま市の弁明に対する反論について

- ア さいたま市は、審査請求人が提出した行政情報開示請求書に「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」とあり、行政情報の特定が不十分であったと主張する（弁明書4頁）。
- イ また、さいたま市は、行政情報の特定が不十分であったことから、別紙「開示対象文書の確認書」に示すとおり、平成31年3月20日において処分庁と審査請求人との間で、特定する行政情報について文書により確認したところであるため、「開示請求の意図を限定的に解釈したり、

同様の内容が他の文書で開示されているので開示不要である等の思い込み」の事実はないと主張する（弁明書4頁）。

ウ 審査請求人は、行政情報開示請求書の提出時点で、さいたま市における行政情報を具体的に特定することが困難であったため、行政情報開示請求書に「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」と記載したのである。

このような包括的な文書表示で文書を特定することは裁判例（東京地方裁判所平成15年10月31日判決、高松高等裁判所平成14年12月15日判決）において肯定されている。

また、本件においても、さいたま市の行政情報開示請求書に「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」と記載することで、さいたま市において番号法に基づく事務に関して再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての行政情報全部の開示を求めているものと理解することができるから、その他の行政情報と識別可能な程度に明らかになっているといえ、行政情報の特定が不十分であったということにはならない。

そして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第22条は、各行政機関の長や総務大臣に対して、同法の利用の促進と運用の円滑化に資する情報提供等の措置を講ずる義務を課している。これは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が容易かつ的確に活用され、その目的とする「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」（同法第1条）に資するためには、開示請求制度の意義が広く理解されるとともに、この制度の利用方法、行政文書の所在等に関しての情報提供が適切に行われていなければならないとの趣旨から設けられたものである。この趣旨は、本件にも及ぼされるべきであり、本件においても、さいたま市は、審査請求人に対し、さいたま市において番号法に基づく事務に関して再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての行政情報全部につき具体的に示して情報提供等を行わなければならない。しかし、さいたま市は、上記行政情報全部が記載されていない別紙「開示対象文書の確認書」を審査請求人に送付して開示対象文書を確認したにとどまるから、さいたま市は、上記情報提供等をしたことにはならず、別紙「開示対象文書の確認書」を審査請求人に送付して開示対象文書を確認したことは、行政情報の特定が不十分であったことの裏付けとなるものではない。

なお、さいたま市において、具体的にどのような行政情報が存するか把握しきれていない審査請求人に対し、行政情報開示請求書に具体的な

行政情報の記載を要求することは、不可能を要求するに等しく、不当である。

エ 次に、さいたま市から、別紙「開示対象文書の確認書」が送付され、特定する行政情報についての確認があったとき、審査請求人は、一応、行政情報の開示に応じたにすぎず、別紙「開示対象文書の確認書」に記載された行政情報以外の行政情報の開示を求めないという意図はなかった。実際に、審査請求人は、さいたま市の担当者に対し、一応は開示に応じるが、それ以上の開示を求めないという趣旨ではなく、決定の内容次第では審査請求や取消訴訟等の不服申立の手段をとる可能性があることを伝えている。

そのうえ、上記のように、審査請求人は、さいたま市の行政情報開示請求書に「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」と記載することで、さいたま市において番号法に基づく事務に関して再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての行政情報全部の開示を求めていることから、行政情報の特定が不十分ということはなく、当初から追加特定した行政情報についても開示不開示の決定がなされるべきであった。それにもかかわらず、追加特定した行政情報につき、当初は開示不開示の決定をしなかったのは、「開示請求の意図を限定的に解釈したり、同様の内容が他の文書で開示されているので開示不要である等の思い込み」等の事実があったからにはほかならない。

なお、上記のように、本件においても、さいたま市は、審査請求人に対し、さいたま市において番号法に基づく事務に関して再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての行政情報全部につき具体的に示して情報提供等をしなければならなかったところ、上記行政情報全部が記載されていない別紙「開示対象文書の確認書」を審査請求人に送付して開示対象文書を確認したにとどまる。そのため、さいたま市は、上記情報提供等をしたことにはならず、別紙「開示対象文書の確認書」を審査請求人に送付したことは、実質的には開示対象文書を確認したことにはならない。

オ 一方、さいたま市は、行政情報を追加特定のうえ、一部開示決定をしているが、これは、対象情報の特定が誤っていることから、対象情報を再特定のうえ、原処分を変更することに該当し、国及び地方自治体の情報公開制度の運用においてしばしば行われている。同様の原処分の変更は、埼玉県和光市、幸手市、東京都豊島区においても行われている。

そうだとすれば、現時点において、審査請求人が審査請求書7頁ない

し10頁において主張する「(エ) 再委託先の海外センター現地調査を含む全体の最終調査報告」及び「(ク) 再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書」をさいたま市が作成又は取得しているのであれば、追加特定のうえ、開示不開示の決定をすべきである。

さらに、さいたま市は、行政情報を追加特定のうえ、一部開示決定をしているが、他にも対象となる行政情報が存在する可能性があるから、審査請求人の審査請求のうち、「対象文書を追加特定して開示不開示の決定をすべきである」については、却下すべきではない。

(3) 原処分の違法性2（不開示部分）

ア 開示を求める部分

本件各処分において不開示とされたもののうち、通知書の「法人のセキュリティ情報」、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「情報システムのネットワーク構成」、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」、「会合の記録」を不開示とした処分を取消し、開示することを求める。

イ 法人のセキュリティ情報の開示は、法人の正当な利益を害するものではない

実施機関は、不開示の理由として、「専ら法人等の内部に関する情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当」するとしている。

条例第7条第3号の趣旨は、「法人の権利」にせよ、「競争上の地位」にせよ、「正当な利益」といえないものについては、公開することで法人の不利益になるとしても開示しなければならないということである。法人のセキュリティ情報の開示が「正当な」利益を害するといえるか、開示により得られる利益との利益衡量を踏まえた判断をする必要がある。

まず、法人のセキュリティ情報とは、SD社のセキュリティ情報を指すと考えられる。

そして、SD社は、さいたま市より個人番号利用事務等の委託を受けた法人であるところ、番号法上、SD社は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（番号法第12条）。

そのため、SD社において、上記の必要な措置を講じることができるだけのセキュリティ体制があったかは極めて重大な問題であり、法人のセキュリティ情報を開示してこれを市民が検討する機会を保障するべきである。

また、SD社は、契約及び法令に違反して、委託元の許諾を得ずに個

人番号利用事務等を再委託したのであり、番号法の安全対策の基本的な部分をないがしろにして、広範囲にわたる違法再委託を行い、関係者のプライバシーに脅威をもたらしたことは、公益上も重大な問題であり、個人番号の適切な管理ができる体制であったかを検討することは、再発防止の上でも極めて重要である。

そのため、法人のセキュリティ情報を不開示にして保護する利益よりも広く開示することの公益的な利益の方が優先するというべきである。

ウ 再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示は、不当に市民に混乱を生じさせるものではない

実施機関は、本件処分①において不開示の理由として、「再委託先でのマイナンバーの取扱いについては、現在調査中であり、公にすることにより不当に市民に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当」するとしている。

「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、これらの情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨と解される（大阪地判平成26年12月11日参照）。

そこで、かかる趣旨が妥当しなければ、「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」はないことになる。

本件では、さいたま市において、契約及び法令に違反して、委託元の許諾を得ることなく個人番号利用事務等が再委託されて個人番号が漏洩したことは明らかな事実であるし、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名についても未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などは存在しない。

また、幸手市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市では、再委託先・再々委託先の名称等を公開・開示している。これらはAGS株式会社からの再委託等が問題となった地方公共団体であるが、それら地方公共団体において、再委託先・再々委託先の名称等を公開・開示したことにより、市民の間において誤解や憶測を招いた、不当に市民の間に混乱が生じた、市民への不当な影響が生じた、などという事態は全く発生していない。そのため、さいたま市においても、再委託先・再々委託先の名称等を開示しても不当に市民に混乱が生じることはなく、上記趣旨は妥当しない。

したがって、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示は、不当に市民に混乱を生じさせるものではない。

また、実施機関は本件処分②において不開示の理由として、「専ら法人等の内部に関する情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当」するとしている。

これについても、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示が「正当な」利益を害するといえるか、開示により得られる利益との利益衡量を踏まえた判断をする必要がある。

まず、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名は、専ら法人等の内部に関する情報には当たらず、これは例えば商業登記簿等に会社名、所在地、代表取締役の氏名等が記載されていることから明らかである。

次に、番号法は、委託者の許諾のない個人番号利用事務等の再委託を禁止している（同法10条1項）。個人番号利用事務等の再委託を受託しようとする者は、委託者の許諾があるかどうかを確認するのが当然であり、これを怠ったものはその事実が知られることとなっても受忍すべきであって、違法な再委託を受託した事実が知られても正当な利益が害されるとは言えないというべきである。

そして、委託者の許諾のない個人番号利用事務等の再委託が禁止されるのは、再委託により委託者からすれば特定個人情報の行方が把握できなくなり漏えいと同様の事態になるからであり、番号法が事前の許諾のない再委託を禁止していることは、番号法の安全対策の基本的な部分である。かかる認識を欠いていたために広範囲にわたる再委託が生じ、関係者のプライバシーに脅威をもたらしたことは、公益上も重大な問題であり、かかる業務に携わる企業については、企業名等を不開示にして保護する利益よりも広く開示することの公益的な利益の方が優先するというべきである。

これは、次に述べる他の地方公共団体の対応からも裏付けられる。

幸手市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市では、再委託先・再々委託先の名称等を公開・開示している（これら地方自治体の一部公開・開示決定通知書は、2019年6月17日付審査請求書の添付資料として提出済みである。）。これらはAGS株式会社からの再委託等が問題となった地方公共団体であるが、再委託先の名称等の公開・開示が、一概に「正当な利益を害する」ものとは認められないことを意味する。

さいたま市は、もともと2019年3月29日付行政情報一部開示決定通知書（財税市第2771号）において、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を不開示としていたが、その理由は同市情報公開条例第7条第4号該当、「調査中であり、不当に市民に混乱を

生じさせる」からであるとしており、決定通知において、SD社からの最終報告書の提出以降に開示することが可能、と明記していた。すなわち、法人の正当な利益を害する場合（条例第7条第3号）には該当しないと解していたのである。

さらに、幸手市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市では、再委託先・再々委託先の名称等を公開・開示している。これらはAGS株式会社からの再委託等が問題となった地方公共団体であるが、それら地方公共団体において、再委託先・再々委託先の名称等を公開・開示したことにより、法人の正当な利益が害された、などという事態は全く発生していない。そのため、さいたま市においても、再委託先・再々委託先の名称等を開示しても法人の正当な利益が害されることはない。

したがって、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示は、法人の正当な利益を害するものではない。

エ 情報システムのネットワーク構成の開示は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすものではない

実施機関は、不開示の理由として、「市の情報セキュリティに関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号に該当」するとしている。

条例第7条第7号が人の生命、健康、生活又は財産の保護を挙げていることから、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」とは、人の生命、健康、生活、財産の保護につき支障を及ぼすもの、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすものを指す趣旨と考えられる。

そこで、かかる趣旨が妥当しなければ、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」ものではないこととなる。

本件では、SD社と同様、さいたま市も番号法上、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（番号法第12条）。

そのため、さいたま市においても、上記の必要な措置を講じることができるだけの基盤があったかは極めて重大な問題であり、情報システムのネットワーク構成を開示して市民が検討する機会を保障すべきである。

また、さいたま市は、厳格な管理が要求される個人番号利用事務等につき委託をしていたのであり、自らが行ったことではないにしても、契約及び法令に違反して、委託元の許諾を得ずに個人番号利用事務等を再委託するという問題が発生したのである。

厳格な管理が要求される個人番号利用事務等をなぜ再委託しなけれ

ばならなかったかは厳しく問われなければならない、情報システムのネットワーク構成を開示した上での検討が必要である。

そのため、情報システムのネットワーク構成を不開示にして保護する利益よりも広く開示することの公益的な利益の方が優先するというべきである。

オ 情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報の開示は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすものではない

実施機関は、不開示の理由として、「市の情報セキュリティに関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号に該当」するとしている。

条例第7条第7号が人の生命、健康、生活又は財産の保護を挙げていることから、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」とは、人の生命、健康、生活、財産の保護につき支障を及ぼすもの、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすものを指す趣旨と考えられる。

そこで、かかる趣旨が妥当しなければ、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」ものではないこととなる。

本件では、SD社と同様、さいたま市も番号法上、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（番号法12条）。

そのため、さいたま市においても、上記の必要な措置を講じることができるだけの基盤があったか、また、個人番号利用事務等の違法再委託問題を受けてどのような情報セキュリティ対策をとっているかは極めて重大な問題であり、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報を開示して市民が検討する機会を保障すべきである。

また、さいたま市は、個人番号利用事務等の違法再委託をふせぐことができなかつたのだから、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止のために、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報を開示して市民が検討できるようにすることは、公共の安全と秩序の維持に資するものである。

したがって、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報の開示は、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすものではない。

カ 会合の記録の開示は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるものではなく、不当に市民の間に混乱を生じさせるも

のでもなく、また、特定の者に不利益を与え、若しくは不利益を及ぼすものでもない

実施機関は、不開示の理由として、「本市、国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、条例第7条4号に該当」するとしている。

「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、適正な意思決定手続、自由活発な議論を確保しようとしたものと考えられる（高松高裁平成17年1月25日判決、東京地裁平成15年9月15日判決等）。

そこで、かかる趣旨が妥当しなければ、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」がないことになる。

本件では、台東区が開示した資料によれば、同会合は、「被害者団体である国税庁、川崎市、さいたま市、墨田区、豊島区、江戸川区、台東区にて、これまでのS社（SD社のこと）への対応と今後の取り組み等を総務省の音頭のもと情報共有した。個人情報保護委員会も出席。」というものである。

そうだとすれば、同会合は、個人番号利用事務等の違法再委託が発覚した行政機関、地方自治体、個人情報保護委員会が情報共有をした場にすぎず、何らかの意思決定をするものではない。

そのため、同会合の記録を開示しても、適正な意思決定手続、自由活発な議論が不当に損なわれるわけではない。

また、同記録を開示しても、関係者に危害が及ぶおそれや外部からの圧力等により不当な影響が生じるおそれがあると認めるに足りる事情はない。

したがって、同会合の記録の開示は、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるものではない。

次に、「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを公にすることにより、市民の誤解や憶測を招き、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいい、これらの情報が公にされることによる市民への不当な影響が生じないようにする趣旨と解される（大阪地判平成26年12月11日参照）

そこで、かかる趣旨が妥当しなければ、「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」はないことになる。

本件では、さいたま市をはじめとする地方自治体、国税庁等において、個人番号利用事務等の違法再委託が発生したのは明らかな事実である。

また、個人番号利用事務等の違法再委託が発生した当初、当該地方自治体や行政機関は、どの程度事実確認ができていたのか、どの程度問題の重大性を認識していたか等は、国民、市民のプライバシー権を擁護するうえでも、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止をするうえでも極めて重要な事情である。

さらに、上記会合の記録等を開示して個人番号利用事務等の違法再委託の経過を把握することは市民の誤解や憶測を防ぐことにつながり、不当に市民の間に混乱が生じることを防ぐことにもつながる。

そのため、そのような事情が記載されていると考えられる同記録を開示しても、「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」はないこととなる。

さらに、同会合の記録を開示することは、当該地方自治体や行政機関は、どの程度事実確認ができていたのか、どの程度問題の重大性を認識していたか等を市民が把握することを可能にするとともに、市民の誤解や憶測を防ぐことにつながり、不当に市民の間に混乱が生じることを防ぐことにもつながるから、公益上の重要性がある一方、特定の者に不利益を及ぼすことにはならない。

逆に、同会合の記録を開示しないことは、個人番号利用事務等の違法再委託について、事実の恣意的な隠蔽をもたらすおそれがあるから、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあるというべきである。

したがって、同会合の記録を開示することは、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすものではない。

キ 理由提示義務違反

審査請求人の情報公開請求に対する不開示決定は、申請に対する拒否処分であるので（さいたま市行政手続条例第2条第3号第4号）、不開示決定の際に不開示の理由を提示しなければならない（同条例第8条第1項）。

そして、不開示理由の提示の程度については、「開示請求者において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質、とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては不十分である。」（最判平成4年12月10日判時1453号116頁）とされている。

本件では、「法人のセキュリティ情報」については、不開示理由として、「専ら法人等の内部に関する情報であり、法人の正当な利益を害するお

それがあつたため、条例第7条第3号に該当」するとしていて、「情報システムのネットワーク構成」については、不開示理由として、「市の情報セキュリティに関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号に該当」するとしている。

しかし、さいたま市より開示された文書のうち、どの部分が「法人のセキュリティ情報」に該当して、条例第7条第3号より不開示となっているのか、また、どの部分が「情報システムのネットワーク構成」に該当して、条例第7条第7号より不開示となっているのか、さらに、どの部分が「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」に該当して、条例第7条第7号により不開示となっているのか不明である。

さらに、「法人のセキュリティ情報」と「情報システムのネットワーク構成」がどのように使い分けられているのか、あるいは両方適用される部分があるのかも不明である。

したがって、開示請求者である審査請求人において、条例所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るとはいえず、理由提示義務違反である。

ただし、早期の開示を求める審査請求人の利益を考慮し、理由提示義務違反を理由とする取消までは求めない。もつとも、このような理由提示義務違反があることからすれば不開示条項の適用に十分な検討がされたとは考えられず、安易に不開示としたことがうかがわれることを付言する。

(4) さいたま市の弁明に対する反論について

ア 法人のセキュリティ情報の開示について

さいたま市は、特定の法人のセキュリティ情報を開示することと違法再委託の発生とは、直接的なつながりがなく、何故違法再委託の再発防止につながるのか、因果関係が不明である、違法再委託の再発防止には、立ち入り検査の強化など、より効果的で情報漏洩のリスクが少ない他の代わりうる手段が存在する、と主張する（弁明書6頁）。

そもそも、番号法第10条第1項が、個人番号利用事務等を再委託する場合には、委託元の許諾を得なければならないとしたのは、個人番号の適正な取扱いが期待できないような委託先への再委託等を防止するため、又は個人番号利用事務等の委託をした者が、再委託を受けようとする者が特定個人情報保護するための十分な措置を講じているかを慎重に検討するためである。

そうだとすれば、特定の法人、本件ではSD社のセキュリティ情報を

開示して、個人番号の適正な取扱いが期待できないような委託先であったのか、特定個人情報を保護するための十分な措置を講じていたのか等を改めて検討することは、今後、違法再委託を発生させない法人を選別する水準を見極めるうえで極めて重要であり、違法再委託の防止に十分資するものである。

また、このことは、番号法上の個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置（番号法第12条）を講じることができる法人を選別する水準を見極めるうえでも極めて重要である。

さいたま市は、違法再委託の防止には、立ち入り検査の強化など、より効果的で情報漏洩のリスクが少ない他の代わりうる手段が存在する等と主張する（弁明書6頁）。しかし、審査請求人が入手したさいたま市の開示情報を分析する限り、さいたま市は、違法再委託が発生してから立ち入り検査の強化等の再発防止策を検討するようになったとしか考えられない。そもそも、さいたま市は、個人番号利用事務等の委託者として、委託先、再委託先等に対し、特定個人情報の安全管理が図られるよう、「必要かつ適切な監督」を行わなければならない（番号法第11条）、その「必要かつ適切な監督」の内容として不定期の立ち入り検査が挙げられている。それにもかかわらず、違法再委託の発生前は、さいたま市は、委託先、再委託先に対する立ち入り検査をしていたことは全くうかがわれないのである。そのようなさいたま市の姿勢を考慮すれば、さいたま市の主張する再発防止策の実効性は、極めて疑わしいというほかない。

イ 再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示について

さいたま市は、本件処分①を行った時点において、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名が処分庁において調査中であったことは事実であり、調査中の不確かな事実を開示した後に、開示した事実が、真実と異なることが判明すれば、不当に市民の間に混乱を生じさせることは必然であって、このような調査中の情報についてまで、開示に応じることは、条例第7条第4号の趣旨を逸脱している、調査の途上であって、未だ処分庁が把握していない事実は、そもそも開示することができないと主張する（弁明書7頁）。

また、さいたま市は、今回の再委託は、委託先が行った違法行為であり、違法な再委託を受けたという事実は、会社の信用に直接かかわる内容であることから、番号法に基づき適正に業務を遂行した再委託先は、

違法な再委託先として会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名を公開されないという保護に値する利益を有すると主張する（弁明書7頁8頁）。

さいたま市は、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名については、その後の調査により、本審査請求書の提出時点（2019年6月中旬頃）において判明していると主張している（弁明書7頁）。

そうだとすれば、調査中の不確かな事実を開示した後に、開示した事実が、真実と異なることはなく、不当に市民の間に混乱を生じることもない。また、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名については、もはや調査中の情報ではないのだから、開示することが条例第7条第4号の趣旨を逸脱することもない。さらに、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名については、既に判明しているのだから、未だ処分庁が把握していない事実ではなくなっている。

そのため、さいたま市の主張から、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名については、開示しない理由がなくなったのである。

次に、違法再委託は、直接的には委託先であるSD社が行ったものであるとしても、個人番号利用事務等については、委託元の許諾を得なければ再委託することができないのだから、再委託先からすれば、委託元の許諾がなければ上記事務等を受託することができないことになる。再委託先としては、委託元の許諾がないにもかかわらず、上記事務等の再委託を受託すれば、法令違反となってしまうのである。

そうだとすれば、企業のコンプライアンスの観点からも、上記事務等の再委託の受託をするときに、委託元の許諾を得ているかどうかを確認するのが当然である。

本件では、再委託先は、委託元の許諾の有無についての確認を怠り、結果として法令違反が生じることとなったのであるから、違法な再委託を受託した事実が知られることとなっても受忍すべきである。

ウ 処分庁は、平成31年3月29日付行政情報一部開示決定通知書において、「SD社からの最終調査報告書の提出以降に開示することが可能」としたのは、委託先からの最終報告書が提出された後に、委託先が、当該最終報告書等において、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を公表する見込みのもと、開示の可能性を述べたものであり、「再委託先の会社名、支店名、国名所在地、代表取締役氏名」の開示が、再委託先の正当な利益（条例第7条第3号）を害しないと解し

ていたという指摘は事実と反すると主張する（弁明書6頁）。

違法再委託は、直接的には委託先であるSD社が行ったものであるとしても、個人番号利用事務等については、委託元の許諾を得なければ再委託することができないのだから、再委託先からすれば、委託元の許諾がなければ上記事務等を受託することができないことになる。再委託先としては、委託元の許諾がないにもかかわらず、上記事務等の再委託を受託すれば、法令違反となってしまうのである。

そうだとすれば、企業のコンプライアンスの観点からも、上記事務等の再委託の受託をするときに、委託元の許諾を得ているかどうかを確認するのが当然である。

本件では、再委託先は、委託元の許諾の有無についての確認を怠り、結果として法令違反が生じることとなったのであるから、違法な再委託を受託した事実が知られることとなっても受忍すべきである。

なお、審査請求人の「再委託を受託しようとする者は、委託者の許諾があるかどうかを確認するのが当然であり、これを怠ったものはその事実が知られることとなっても受忍すべき」という主張は、企業には法令遵守が求められる（会社法第348条第1項、第355条）ことに基づく主張であり、法的根拠がある。

次に、処分庁の平成31年3月29日付行政情報一部開示決定通知書（財税市第2771号）においては、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を不開示としていたが、その理由は条例第7条第4号該当、「調査中であり、不当に市民に混乱を生じさせる」からであるとしており、条例第7条第3号に該当する、法人の正当な利益を害するおそれがあるという理由は記載されていない。

「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」の開示が、再委託先の正当な利益（条例第7条第3号）を害しないと解していたという指摘が事実と反するのであれば、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」の不開示理由として条例第7条第3号に該当し、法人の正当な利益を害するおそれがあるという理由を記載すべきであり、その理由の記載がない以上、処分庁は法人の正当な利益を害する場合（条例第7条第3号）には該当しないと解していたと判断するほかない。

なお、東京都豊島区の審理員は審理員意見書において、再委託先の名称及び所在地が記載された部分を非公開とした処分は違法であり、取り消されるべきであるとの意見を述べている。

エ 情報システムのネットワーク構成の開示について

さいたま市は、委託先における違法再委託の発生と本市の情報システムのネットワーク構成は無関係であり、「厳格な管理が要求される個人番号利用事務等をなぜ再委託しなければならなかったか」を厳しく問ううえで、「情報システムのネットワーク構成を開示した上での検討」を必要とする審査請求人の主張には、理由がないと主張する。(弁明書9頁)

さいたま市は、番号法上、個人番号利用事務等実施者であり、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(番号法第12条)。

そのため、さいたま市は、委託元の許諾のない個人番号利用事務等の再委託により個人番号が漏洩しないようにすることも含めて、上記の必要な措置を講じることができるだけの基盤(これは、さいたま市の情報システムのネットワーク構成を含めた基盤のことを指す。)があったかが極めて重要な問題となるのであり、違法再委託の発生とさいたま市の情報システムのネットワーク構成は無関係とはならない。

そもそも、さいたま市が、個人番号利用事務等を委託しなければ、違法再委託も発生しなかったのであり、厳格な管理が要求される個人番号利用事務等をなぜ委託、再委託しなければならなかったかを厳しく問うためには、情報システムのネットワーク構成を開示した上で、さいたま市の上記基盤を市民が検討する機会が必要である。

オ 情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報の開示について

処分庁は、委託先における違法再委託の発生と本市の情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報は無関係であり、「さいたま市は、個人番号利用事務等の違法再委託をふせぐことができなかったのだから、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止のために、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報を開示して市民が検討できるようにすることは、公共の安全と秩序の維持に資するものである。」との主張には理由がないと主張する(弁明書8頁)。

上記のように、処分庁は、番号法上、個人番号利用事務等実施者であり、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない(番号法第12条)。また、処分庁は、個人番号利用事務等の委託者として、委託先、再委託先等に対し、特定個人情報の安全管理が図られるよう、「必要かつ適切な監督」を行わなければならない(番号法第11条)。

そして、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の

脆弱性に関する情報は、「情報セキュリティ事件・事故管理手順書（緊急対応計画）」、「さいたま市内部監査実施計画書、内部監査チェックリスト、内部監査報告書」等のうち情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する部分が該当する。

ここで、委託者の許諾のない個人番号利用事務等の再委託が禁止されるのは、再委託により委託者からすれば特定個人情報の行方が把握できなくなり漏えいと同様の事態になるからであり、番号法が事前の許諾のない再委託を禁止していることは、番号法の安全対策の基本的な部分である。

そうだとすれば、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報に、情報セキュリティ対策として、違法再委託を防ぐために処分庁が個人番号利用事務等実施者としてどのような措置を講じることとしていたのか、委託先、再委託先に対するどのような監督をすることとしていたのかが記載されていると考えられ、委託先における違法再委託の発生と本市の情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報は無関係とはいえない。

したがって、処分庁の主張は失当である。

カ 会合の記録の開示について

(ア) 処分庁は、会合は、今回の違法再委託への対応、再発防止策について、会合に出席した団体、行政機関が意思決定をする過程において行われた協議であり、情報共有という側面だけでなく、意思決定をする過程に関わる意見交換も行われたと主張する（弁明書10頁）。また、処分庁は、本市は、事件の重大性を考慮し、平成30年12月18日及び平成30年12月25日及び令和元年9月10日に記者発表を行ったところであり、再発防止に向けて鋭意取り組んでいるところであるが、事件の重大性の認識は、こうした各地方自治体の対応からも明らかであり、会合の記録がなければ、認識できないというものではないと主張する（弁明書10頁）。

さらに、処分庁は、会合の記録を開示することが、「国民、市民のプライバシー権を擁護するうえでも、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止をするうえで」どの程度重要な役割を果たすのか、何をもって、関係性を証明するのかについて、審査請求人はその主張において述べていない、会合の記録には未成熟又は事実確認が不十分な情報が含まれていることから、これらの情報の開示が、かえって逆の効果をもたらすと主張する。

東京都台東区から開示された「S社対応一データ入力業務再委託に関する対応」によれば、2019年1月16日は、「被害者団体である国税庁、川崎市、さいたま市、墨田区、豊島区、江戸川区、台東区にて、これまでのSD社への対応と今後の取り組み等を総務省の音頭のもと情報共有した。個人情報保護委員会も出席。」としか記載されておらず、意思決定をする過程に関わる意見交換も行われたことは読み取れない。

次に、今回の違法再委託により、さいたま市においては約40万人分もの特定個人情報が漏えいしたのであり、国民、市民のプライバシーを震撼させる事件が発生したのである。そのような事件が発生したことからすれば、記者発表を行うことなどあまりに当然のことであり、記者発表を行ったことは何ら事件の重大性の認識を基礎付けるものではない。

また、埼玉県内において、違法再委託が発生した各自治体は記者発表をしているが、個人情報保護委員会の立入検査において、今回の事件の重大さを認識していないとの指摘をされている。

さらに、処分庁を含め、違法再委託が発生した各自治体は、市民のプライバシー権を侵害したのだから、事件の重大性にも鑑みれば、対象者に個別に連絡をしたうえで、個人番号の変更、損害賠償の申出等の対応をしなければならぬ。それにもかかわらず、そのような対応をした自治体は一つとして存在しないのであり、各自治体がそのような不適切かつ不誠実な対応をしていることから、事件の重大性の認識が全くないことが明らかとなったのである。

なお、処分庁は、再発防止に向けて鋭意取り組んでいると主張するが、具体的にどのような再発防止策を講じて、どの程度効果が上がっているか等につき記載された資料は開示されておらず、再発防止に向けて「鋭意取り組んでいる」などとは到底認められない。

処分庁によれば、会合は、今回の違法再委託への対応、再発防止策について、会合に出席した団体、行政機関が意思決定をする過程において行われた協議であるから(弁明書10頁)、その記録には、違法再委託の事実経過、各自治体や行政機関の対応、再発防止策等について検討がなされて記載されているはずである。

そうだとすれば、会合記録を開示することは、国民、市民のプライバシー権を擁護するうえでも、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止をするうえでも極めて重要な役割を果たすものである。

また、会合記録には、違法再委託の事実経過、各自治体や行政機

関の対応、再発防止策等について検討がなされて記載されていると考えられる以上、関係性はもはや明らかである。

なお、会合の記録に未成熟又は事実確認が不十分な情報が含まれているとしても、その旨を注意書等で断ったうえで開示する等の対応をすればよいだけであり、不開示の理由となるものではない。

(イ) 東京都墨田区が会合記録全文を公開したこと

東京都墨田区は、審査請求人の審査請求を受けて、会合記録を対象文書として追加特定し、会合記録のうち議事録の全文を非公開としていた。

しかし、その後、審査請求人が審査請求をしたところ、墨田区は、「審査請求書の主張等を踏まえて再度検討した結果、当該議事録が非公開情報には該当しないとの判断に改めました。」として、会合記録全文を公開した。

このように、墨田区は会合記録全文が非公開情報に該当しないとの適切な判断をしていることからしても、会合記録は、条例第7条第4号には該当しないのである。

(ウ) 実際に率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれが生じていないこと

墨田区は、会合記録全文を審査請求人に公開したが、それによって、実際に率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれなど生じていない。

これは、会合記録全文を公開しても、条例第7条第4号に該当しないことを証明しているのである。

(5) 結論

以上より、審査請求人の審査請求のうち、「対象文書を追加特定して開示不開示の決定をすべきである」については、却下すべきではなく、他に対象となる行政情報が存する場合には、追加特定のうえ、開示不開示の決定をすべきである。また、「法人のセキュリティ情報」、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「情報システムのネットワーク構成」、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」、「会合の記録」を不開示とした部分はいずれも取り消されるべきである。

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 本件処分内容及び理由

審査請求人からの平成31年3月18日付け、「行政情報開示請求書」に対する平成31年3月29日付け行政情報一部開示決定に対し、審査請求人から令和元年6月17日に審査請求が提出されたため、行政情報の追加特定を行い、当該追加特定に係る行政情報一部開示決定を行ったものである。

実施機関が本件処分①において特定した行政情報は次のとおりである。

①SD社と平成29年11月29日に契約締結した契約書（仕様書及び誓約書等添付資料含む）

②上記①の契約に係る業務完了報告書及び請求書

③上記①の契約に係る未承認再委託に関するSD社からの報告書。ただし、平成30年12月13日付、平成30年12月17日付、平成30年12月20日付、平成31年1月7日付、平成31年2月1日付のもの。

④上記①の契約に係る実施機関からSD社への照会及び回答。ただし、平成31年1月8日付照会、平成31年1月24日付回答、平成31年1月24日付照会、平成31年1月30日付回答。

⑤上記①の契約に係る未承認再委託に関するさいたま市情報伝達シート

⑥上記①の契約に係る未承認再委託に関する報道発表資料

⑦上記①の契約に係る未承認再委託に関するSD社への平成30年12月20日・平成31年2月3日・平成31年2月24日の立入検査議事録。

⑧上記①の契約に係る未承認再委託に関するSD社報告時議事録。ただし、平成30年12月13日付、平成31年1月30日付のもの。

⑨上記①の契約に係る平成31年2月8日付個人情報保護委員会への報告書及び平成31年2月25日付作成事案把握以降の対応状況（個人情報保護委員会立入検査資料）

また、本件処分②に対する審査請求に基づき追加特定し、一部開示決定する行政情報は以下のとおりである。

⑩個人住民税データ入力業務の受託者における契約及び法令違反について（議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料）

⑪特定個人情報の漏えい等報告について（個人情報保護委員会への特定

個人情報漏えい等報告)

⑫立入検査に係る資料の事前提出について(個人情報保護委員会の立入検査に関する文書)

⑬さいたま市個人住民税データエントリ業務に係る入札参加者について(受託者選定に関する文書)

なお、本件処分①及び本件処分②のうち、開示しない部分及び開示しない理由は次のとおりである。

社員氏名及びメールアドレスは、それによって特定の個人を識別することができる基本的事項に関する情報に該当することから、条例第7条第2号に該当するものとして、不開示とした。

法人の口座情報、印影は、専ら法人の内部に関する情報に該当することから、条例第7条第3号に該当するものとして、不開示とした。

法人のセキュリティ情報は、専ら法人の内部に関する情報に該当することから、条例第7条第3号に該当するものとして、不開示とした。

再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名は条例第7条第4号に該当するものとして、不開示とした。

情報システムのネットワーク構成は市の情報セキュリティに関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第7号に該当するものとして、不開示とした。

情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報は、市の情報セキュリティに関する情報であり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため条例第7条第7号に該当するものとして、不開示とした。

本件処分②において追加特定し、不開示決定した行政情報は「会合の記録」であり、不開示の理由は、本市、国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとして、条例第7条第4号に該当するものとして、不開示とした。

(2) 審査請求人の主張する文書の特定について

本件開示請求に対する行政情報の特定については、審査請求人が提出した行政情報開示請求書に「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」とあり、その内容だけでは行政情報の特定が不十分であったことから、特定の対象となると思われる文書の一覧を載せた「開示対象文書の確認書(以下「確認書」

という。)」を平成31年3月20日において実施機関と審査請求人との間で、特定する行政情報について文書により確認したところである。

審査請求人が追加特定及び開示又は不開示決定を主張する行政情報については、いずれも本件処分①に先立ち、確認書のとおり、審査請求人との間で行政情報の特定を行った際に、審査請求人が特定しなかった行政情報である。そのため、これらの行政情報は、本件処分①時点において特定を行わなかったものである。

ただし、審査請求人は、実施機関において速やかに追加特定すべきであると主張していることから、開示請求日時点において存在していた文書（会合の記録について、議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料、個人情報保護委員会への特定個人情報の漏えい等報告、個人情報保護委員会の立入検査に関する文書、受託者選定に関する文書）について、追加特定を行い、追加特定された行政情報について、本件処分②を行ったところである。

上記のほか、審査請求人が特定すべきと主張する「再委託先の海外センター現地調査を含む全体の最終調査報告」及び「再委託先・再々委託先の信用調査、評価調査に関する文書」については、平成31年3月18日の開示請求日時点において実施機関は文書を作成又は取得しておらず、不存在であることから、本件処分②においても文書の特定は行わなかった。

(3) 法人のセキュリティ情報の開示について

「法人のセキュリティ情報」として、実施機関が本件処分①において不開示とした部分は、本件処分①の「SD社からの報告及びさいたま市からの照会」における「本件契約に係る未承認再委託に関するSD社からの報告書」及び「本件契約に係る未承認再委託に関するSD社への平成30年12月20日・平成31年2月3日・平成31年2月24日の立入検査議事録」並びに本件処分②の「立入検査に係る資料の事前提出について」の中において、委託先及び再委託先の建物の構造、警備会社のセキュリティが施された箇所、パソコンのパスワード、インターネットの接続状況、システムズ・デザイン社から再委託先へのデータの授受に使用するパソコンの位置、データ分割の方法、センター長などの執務室、サーバー室、入力作業スペース、休憩室、保管庫のそれぞれのセキュリティ対策などを、法人のセキュリティ情報に該当するものとして、不開示としている。

これらの情報は、法人のサイバーセキュリティ対策に該当するものであり、これらのサイバーセキュリティ対策を詳細に開示した場合には、逆にサイバー攻撃等を誘発するリスクがある。そのため、「法人のセキュリティ情報」は、公にすることにより、法人の正当な利益を害するおそれがある。

ることは明白である。

また、委託先及び再委託先の法人のサイバーセキュリティ対策が開示されることにより、その効果を無効化若しくは減殺する対抗手段が採られれば、サイバー攻撃などにより、委託に付した個人情報の漏えい、滅失及び毀損のリスクが著しく高まり、ひいては、個人の生命、健康、生活又は財産が重大な危機にさらされるおそれがある。この点において、本件における委託先の「法人のセキュリティ情報」は、公にすることにより、人の生命、健康又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に該当していると考ええる。

以上の点から、サイバーセキュリティ対策などの法人のセキュリティ情報は、開示により得られる利益よりも不開示によって守られる利益が上回る情報に該当するものと考ええる。

さらに、審査請求人が主張する「法人のセキュリティ情報を開示してこれを市民が検討する機会を保障」については、本市も同様の考え方から、法人のセキュリティ情報のうち、サイバーセキュリティ対策などのように、開示したことにより委託に付した個人情報の漏えい、滅失及び毀損のリスクが著しく高まるものを除外して、開示したところである。審査請求人は、「法人のセキュリティ情報を開示してこれを市民が検討する機会を保障」することや「個人番号の適切な管理ができる体制であったかを検討することは、再発防止の上でも極めて重要である」と主張しているが、これらと違法再委託の発生とは、直接的なつながりがなく、特定の法人のセキュリティ情報を開示することが、何故違法再委託の再発防止につながるのか、因果関係が不明である。

違法再委託の再発防止には、立ち入り検査の強化など、より効果的で情報漏洩のリスクが少ない他の代わりうる手段が存在する。

以上の点を考慮すると、本件について、法人のセキュリティ情報は、条例第7条第3号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当せず、同号アの開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当することから、当該行政情報を不開示としたものである。

(4) 「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名の開示」について

ア 条例第7条第4号の「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、意思決定過程における未成熟な情報が開示され、又は情報がまだ知らせる時期に至っていないのに開示されると、市民に誤解や憶測を与え、

不当に混乱を生じさせるおそれを言うものと解する。

本件処分①を行った時点において、再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名が実施機関において調査中であったことは事実であり、調査中の不確かな事実を開示した後に、開示した事実が、真実と異なることが判明すれば、不当に市民の間に混乱を生じさせることは必然であって、このような調査中の情報についてまで、開示に応じることは、条例第7条第4号の趣旨を逸脱していると考えられる。また、調査の途上にあつて、未だ実施機関が把握していない事実は、そもそも開示することができない。

なお、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」については、その後の調査により、本審査請求書の提出時点において判明している。当該情報は、本来であれば、番号法10条第1項の規定に基づく許諾を得る際に、入手可能な情報に該当するものではあるが、本件については、許諾を得ずに再委託が行われたため、違法な再委託が行われた原因究明の中で、委託先より提出されたものである。

また、今回の再委託は、委託先が行った違法行為であり、違法な再委託を受けたという事実は、会社の信用に直接かかわる内容であることから、番号法に基づき適正に業務を遂行した再委託先は、違法な再委託先として会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名を公開されないという保護に値する利益を有するものと解する。

以上のことから、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」については、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するため、これらの行政情報を不開示としたものである。

イ 条例第7条第3号の趣旨を踏まえた見解

「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」は、本来であれば、番号法第10条第1項の規定に基づく許諾を得る際に、入手可能な情報に該当するものではあるが、本件については、許諾を得ずに再委託が行われたため、違法な再委託が行われた原因究明の中で、委託先より提出されたものである。

また、今回の再委託は、委託先が行った違法行為であり、違法な再委託を受けたという事実は、会社の信用に直接かかわる内容であることから、番号法に基づき適正に業務を遂行した再委託先は、違法な再委託先として会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名を公開されないという保護に値する利益を有するものと解する。

以上のことから、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取

締役氏名」については、条例第7条第3号アの開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するため、これらの行政情報を不開示としたものである。

なお、審査請求人の「再委託を受託しようとする者は、委託者の許諾があるかどうかを確認するのが当然であり、これを怠ったものはその事実が知られることとなっても受忍すべき」という主張については、審査請求人の主観なのか、法的根拠があるのか、客観的な理由が示されていないため判然としないが、そのような考え方によったとしても、再委託先が委託者の許諾があるかどうかの確認を怠ったという事実は明らかにされていない。

また、仮に再委託先が確認を怠ったことが事実であったとしても、再委託先において「その事実が知られることとなっても受忍すべき」ことが、条例第7条第3号アの趣旨に照らし、直ちに「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を開示してよいという理由にはならないと考える。

また、実施機関は、もともと2019年3月29日付行政情報一部開示決定通知書（財税市第2771号）において、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を不開示としていたが、その理由は同市情報公開条例第7条第4号該当、「調査中であり、不当に市民に混乱を生じさせる」からであるとしており、決定通知において、SD社からの最終報告書の提出以降に開示することが可能、と明記していた。すなわち、法人の正当な利益を害する場合（条例第7条第4号）には該当しないと解していたのである。」との主張については、平成31年3月29日時点において、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」は調査中であって、未成熟な情報の開示が不当に市民に混乱を生じさせることから、不開示決定としたことは事実である。しかし、平成31年3月29日付行政情報一部開示決定通知書において、「SD社からの最終調査報告書の提出以降に開示することが可能」としたのは、委託先からの最終報告書が提出された後に、委託先が、当該最終報告書等において、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」を公表するとの見込のもと、開示の可能性を述べたものであり、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」の開示が、再委託先の正当な利益（条例第7条第3号）を害しないと解していたという指摘は事実と反する。

(5) 情報システムのネットワーク構成の開示について

本件処分①及び本件処分②において実施機関が不開示とした「情報システムのネットワーク構成」は、「SD社からの報告及びさいたま市からの照会」における「③上記①の契約に係る未承認再委託に関するSD社からの報告書」及び「(カ) 立入検査に係る資料の事前提出について」におけるSD社から実施機関宛のメール文のフッター部分である。このフッター部分には、本市のイントラネットのURL情報が表示されているが、このURL情報には、本市の情報システムのネットワーク構成であるサーバー構成に関する情報が含まれている。

そのため、サーバー構成が開示されることにより、サイバー攻撃を誘発し、本市の保有する個人情報漏えい、滅失又は毀損するリスクが飛躍的に高まり、ひいては市民の生命、健康、生活又は財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがある。

また、委託先における違法再委託の発生と本市の情報システムのネットワーク構成は無関係であり、審査請求人の主張には、理由がないものと考える。

以上の点から、「情報システムのネットワーク構成」は、条例第7条第7号に規定する「公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当するため、当該行政情報を不開示としたものである。

(6) 「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報の開示」について

本件処分②において、実施機関が不開示とした「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」は、「(カ) 立入検査に係る資料の事前提出について」における「情報セキュリティ事件・事故管理手順書（緊急対応計画）」、「平成30年度情報管理者研修（情報セキュリティ）」、「情報セキュリティ対策（外部委託管理）研修」及び「さいたま市内部監査実施計画書、内部監査チェックリスト、内部監査報告書」のうち、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する部分である。

情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報については、それが開示されることにより、サイバー攻撃を誘発し、本市の保有する個人情報漏えい、滅失又は毀損するリスクが飛躍的に高まり、ひいては市民の生命、健康、生活又は財産の保護並びに公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがある。

また、委託先における違法再委託の発生と本市の情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報は無関係であ

り、審査請求書の「さいたま市は、個人番号利用事務等の違法再委託をふせぐことができなかつたのだから、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止のために、情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報を開示して市民が検討できるようにすることは、公共の安全と秩序の維持に資するものである。」という審査請求人の主張には、理由がないものとする。

以上の点から、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」は、条例第7条第7号に規定する「公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当するため、当該行政情報を不開示としたものである。

(7) 会合の記録の開示について

審査請求人の「同会合は、個人番号利用事務等の違法再委託が発覚した行政機関、地方自治体、個人情報保護委員会が情報共有をした場」という主張については、会合は、今回の違法再委託への対応、再発防止策について、会合に出席した団体、行政機関が意思決定をする過程において行われた協議であり、情報共有という側面だけでなく、意思決定をする過程に関わる意見交換も行われたことから、事実を反する。

また、審査請求人の「本件では、さいたま市をはじめとする地方自治体、国税庁等において、個人番号利用事務等の違法再委託が発生したのは明らか事実」であって、同記録の開示が「不当に市民に混乱を生じさせるおそれ」はない」という主張についても、会合の記録の中には、「さいたま市をはじめとする地方自治体、国税庁等において、個人番号利用事務等の違法再委託が発生した」事実は含まれているが、その事実以外にも、未成熟、事実確認が不十分な情報も記録されていることから、事実を反する。

審査請求人の「個人番号利用事務等の違法再委託が発生した当初、当該地方自治体や行政機関は、どの程度事実確認ができていたのか、どの程度問題の重大性を認識していたか等は、国民、市民のプライバシー権を擁護するうえでも、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止をするうえでも極めて重要な事情である。」という主張については、本市は、事件の重大性を考慮し、平成30年12月18日及び平成30年12月25日及び令和元年9月10日に記者発表を行ったところであり、再発防止に向けて鋭意取り組んでいるところであるが、事件の重大性の認識は、こうした各地方自治体の対応からも明らかであり、会合の記録が無ければ、認識できないというものではない。「どの程度事実確認ができていたのか」は、本件処分①及び本件処分②で開示した情報からも明らかである。

また、各地方自治体、行政機関の重大性の認識を図る客観的な尺度というものは無く、会合の記録を開示することが、「国民、市民のプライバシー権を擁護するうえでも、個人番号利用事務等の違法再委託の再発防止をするうえで」どの程度重要な役割を果たすのか、何をもって、関係性を証明するのかについて、審査請求人はその主張において述べていない。かかる客観的な指標もない、いわば個人の主観ともいえる予断をもって、未成熟又は事実確認が不十分で、市民に混乱をもたらすおそれのある情報を開示すべきではないと考える。

さらに、審査請求人の「市民の誤解や憶測を防ぐことにつながり、不当に市民の間に混乱が生じることを防ぐことにもつながる。」という主張については、会合の記録には未成熟又は事実確認が不十分な情報が含まれていることから、これらの情報の開示が、かえって逆の効果をもたらすと考えられる。

以上の点から、審査請求人の主張に理由はないものとする。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

- (1) 本件対象行政情報は、審査請求人が開示請求を行った「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」である。
- (2) 実施機関は、本件処分①において、「社員氏名、メールアドレス」、「法人の口座情報、印影、法人のセキュリティ情報」、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「情報システムのネットワーク構成」について不開示とし、本件処分②において、追加特定した行政情報のうち、「社員氏名、メールアドレス」、「法人の口座情報、印影」、「法人のセキュリティ情報」、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「情報システムのネットワーク構成」、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」、「2019年1月16日の会合の記録」について不開示とする行政情報一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、対象文書を追加特定して開示不開示の決定をすべきであること、また、不開示部分のうち、「社員氏名、メールアドレス」、「法人の口座情報、印影」を除くその余の部分については、条例及び情報公開法の条文・趣旨に照らして、不開示決定は正当なものではないとして、不開示とした部分の開示を求めたものである。

2 本件処分の当否について

(1) 対象文書の追加特定について

ア 実施機関は、審査請求人が開示請求を行った「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」とあるのに対し、これでは、行政情報の特定が不十分であったことから、平成31年3月20日に、審査請求人との間で、特定する行政情報について文書による確認を行い、文書の特定に努めた（弁明書別紙「開示対象文書の確認書」）。さらに、実施機関は、本件処分①に対する審査請求を受け、対象文書の追加特定を行い、令和元年8月19日付け財税市第943号による行政情報一部開示決定において、議会、個人情報保護に関する審議会等への報告資料、個人情報保護委員会への特定個人情報の漏えい等報告、個人情報保護委員会の立入検査に関する文書、受託者選定に関する文書について一部開示決定を行い、2019年1月16日の会合記録については不開示決定を行った。

イ これに対し、審査請求人は、令和3年3月19日の口頭意見陳述において、次に述べるような記録の存否の確認及び対象文書として追加特定すべきと主張した。

- a 2019年1月16日の会合に職員が参加するにあたっての復命書もしくは同様の記録の存否
- b 事故報告書、インシデント報告書、アクシデントレポート等の存否
- c 違法再委託についての想定問答集の存否
- d 2019年3月13日に行われたさいたま市個人情報保護委員会の立入検査記録の存否
- e 特定個人情報に海外に漏えいしたか否かがわかる文書、記録の存否
- f 違法再委託により特定個人情報に大量漏えいしたにもかかわらず、本人への個別の連絡等をしないというさいたま市の判断に至る経過の文書、記録の存否
- g 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生した当該本人を特定する経過についての文書、記録の存否
- h 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生してプライバシー侵害があったにもかかわらず、当該本人に対する損害賠償の申出等をしないとの判断に至る経過の文書、記録の存否
- i 違法再委託により特定個人情報の漏えいが発生したにもかかわらず、当該本人の個人番号の変更をしないとの判断に至る経過の文書、記録の存否
- j さいたま市における再発防止PTのような組織による違法再委託の再発防止に関する文書、記録の存否

ウ この点、実施機関は、本件対象行政情報が「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」であり、行政情報の特定が不十分であったことから、審査請求人との間で、特定する行政情報について文書による確認を行い、文書の特定に努め、さらには、本件処分①に対する審査請求を受けて、追加特定を行い、一部開示、不開示決定を行っている。このような経過に照らし、また、情報公開制度の趣旨を踏まえると、実施機関においては、審査請求人が追加特定すべきと主張している上記a乃至jの文書・記録の存否を確認し、仮にあるとした場合、当該文書・記録が、審査請求人の「番号法に基づく事務に関し再委託の禁止に反して再委託が行われた事案についての経過がわかるもの一切」に含まれるのか否か、そして、含まれるとした場合に、その開示不開示について、なお、再検討すべきと考える。

(2) 不開示部分について

ア 実施機関は、「法人のセキュリティ情報」は条例第7条第3号に該当するとして、「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」については、本件処分①においては条例第7条第4号に該当するとして、本件処分②においては条例第7条第3号に該当するとして、「情報システムのネットワーク構成」については、条例第7条第7号に該当するとして、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」についても条例第7条第7号に該当するとして、「2019年1月16日の会合の記録」については条例第7条第4号に該当するとして不開示としている。

イ 条例第7条第3号は、法人等に関する情報の不開示情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。本号アは、法人等又は事業を営む個人の当該事業活動の自由あるいは公正な競争秩序の維持は、それが正当なものである限り社会的に保障されなければならないという必要性から、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものや公にしないと条件で任意に提供されたものについては、不開示とすることを定めたものである。

条例第7条第3号に該当するか否かは、開示によって得られる利益と、不開示によって守られる利益との比較衡量によって、いずれの利益が上回るか、慎重な検討を必要とする。

「法人のセキュリティ情報」や「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」の条例第7条第3号の要件該当性は、当該法

人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を守るという利益と情報公開制度の趣旨を踏まえ市民の知る権利を保障するという利益とを比較衡量し、開示できる情報はないか、再検討をすべきと考える。

ウ 条例第7条第4号は、審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。本号は、市又は国等における意思決定を保護する観点から、市及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する検討中の情報を、公にすることにより、適正な意思決定における支障、市民の間の混乱の発生及び特定の者への利益または不利益を生じさせるおそれがあるものなど、開示することが不当となる場合に不開示とすることを定めたものである。本号の「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、意思決定過程における未成熟な情報が開示され、又は情報がまだ知らせる時期に至っていないのに開示されると、市民に誤解や憶測を与え、不当に混乱を生じさせるおそれを言うものと解される。

「再委託先の会社名、支店名、国名、所在地、代表取締役氏名」、「2019年1月16日の会合の記録」の、条例第7条第4号の要件該当性は、その情報を開示することによって適正な意思決定が不当に損なわれる不利益や不当に市民の間に混乱を生じさせる不利益と情報公開制度の趣旨を踏まえ市民の知る権利を保障するという利益とを比較衡量し、いずれの利益が上回るか慎重な検討を要する。

したがって、条例第7条第4号の該当性を判断するにあたっては、情報の成熟度等を総合的に考慮すべきであり、開示できる部分について、再検討を行うべきであると考ええる。

エ 条例第7条第7号は、公共の安全と秩序の維持に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。本号は、市が保有する行政情報の中には、開示することにより、犯罪を容易にし、人の生命、健康、財産等の侵害につながるおそれのある情報があるので、これらの情報について、公共の安全を確保し、秩序を維持するため、不開示とすることを定めたものである。条例第7条第7号の要件該当性は、開示によって得られる利益と、不開示によって守られる利益との比較衡量によって、いずれの利益が上回るか、慎重な検討を必要とする。

「情報システムのネットワーク構成」、「情報セキュリティ対策の具体的な内容及び情報システム等の脆弱性に関する情報」の条例第7条第7号の要件該当性は、公共の安全と秩序の維持を守るという利益と情報公開制度の趣旨を踏まえ市民の知る権利を保障するという利益とを比較

衡量し、いずれの利益が上回るか慎重な検討を要することは言うまでもない。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和元年 9月 9日	諮問の受理（諮問第542号）
②	令和元年10月17日	審議
③	令和2年 2月20日	諮問の受理（諮問第546号）
④	令和2年 3月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和3年 3月18日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑥	令和3年 4月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	令和3年11月18日	審議
⑧	令和3年12月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士 令和3年10月22日就任
委 員	吉 田 聰	弁護士 令和3年10月21日退任

(五十音順)